

契約保証金について

契約の相手方は、後記4により契約保証金を免除される場合を除いては、契約保証金又は、契約保証金に代える担保（以下「契約保証金等」という。）を所定の手続に従い、埼玉県に納付しなければならない。

1 契約保証金等の額

契約保証金等の額は、契約金額（消費税及び地方消費税を含む。1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）に契約保証金の率（100分の1以上）を乗じた額とする。

2 契約保証金に代える担保の種類及び価値

上記1の契約保証金に代える担保の種類及び価値は次のとおりとする。

区 分	種 類	価 値
ア	国債及び地方債	債権金額
イ	鉄道債券その他の政府の保証のある証券	額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは発行価額）の8割に相当する金額
ウ	銀行等が振出し又は支払保証をした小切手	小切手金額
エ	銀行等が引き受け、保証又は裏書きをした手形	手形金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いた金額
オ	銀行等に対する定期預金債権	当該債権証書に記載された債権金額
カ	銀行等又は保証事業会社の保証	その保証する金額

3 契約完了後の契約保証金

(1) 埼玉県は、契約の相手方が納付した契約保証金等について、契約に基づく給付が完了したとき、その他これを返還する事由が生じたときには契約の相手方に対して次のいずれかの方法により当該契約保証金等を還付するものとする。

ア 埼玉県が発行する「払込書兼領収書（3枚綴り）」により納付した場合には、当該「払込書兼領収書」（写しでも可）を添付した「契約保証金還付請求書（別記様式1）」により還付する。

イ 契約保証金に代える担保を提供した場合には、領収の旨を付記して記名押印された「預り証」の提出によりこれを還付する。

(2) 契約の相手方がその契約上の義務を履行しなかった場合には、契約保証金は埼玉県に帰属する。

4 契約保証金の免除

埼玉県財務規則(昭和 39 年 3 月 31 日規則第 18 号)第 81 条第 2 項の規定に基づき、次に掲げる場合には、契約保証金の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に埼玉県を被保険者とする履行保険契約を締結したとき、当該保険証書の提出により免除する。
- (2) 国又は地方公共団体と契約内容が今回見積もり合わせに付するものと、種類及び規模をほぼ同じくする契約を当該年度の前々年度の 4 月 1 日以後に 2 回以上すべて誠実に履行し、かつ契約を履行しないこととなるおそれがないと認められたとき。
- (3) 上記(2)に掲げる場合において、免除を希望する者は、「契約保証金免除申請書(別記様式 2)」により申請すること。また、契約保証金免除申請書は、契約を証明する書類(契約書の写し及び契約満了時の支払いを証明する書類)又は履行を証明する書類(履行証明書の写し等)を添付し提出すること。

別記様式1

契約保証金還付請求書

令和 年 月 日

(あて先)

埼玉県総合リハビリテーションセンター病院長

住 所
商号又は名称
代 表 者 名

金額の頭部に¥マークを記入してください。

									円
--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

上記、埼玉県総合リハビリテーションセンター衣類等の洗濯の単価契約に係る契約保証金の還付を請求します。

銀行名		支店名	
口座種別		口座番号	
口座名義人			

別記様式 2

契約保証金免除申請書

令和 年 月 日

(あて先)

埼玉県総合リハビリテーションセンター病院長

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

下記の政策目的随意契約について埼玉県財務規則第 81 条第 2 項第 号に該当するので、
契約保証金の免除を申請します。

記

1 件名

埼玉県総合リハビリテーションセンター衣類等の洗濯の単価契約

2 公表日

令和 5 年 3 月 日

【連絡先】

担当者所属・氏名

電話番号